

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年9月まで  
平成2年12月に結婚し、結婚を契機に国民年金に加入した。平成3年7月に離婚、その後は将来の生活に不安を感じ、国民年金保険料を必ず納付してきた。  
保険料月額は、9,700円と記憶しており、市役所から送付された納付書により、最寄りの金融機関で納付した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間直後の平成4年10月からの保険料は口座振替で納付するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成5年8月に、申立期間直前の3年7月から4年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、この時点において、申立期間の保険料を納付することは可能であり、申立期間直後の保険料は口座振替で納付していることなどを考え併せると、申立期間のみ未納とするは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「最初に支払った金額は、1万円より少ない9,700円の記憶がある。」と述べており、申立期間当時の保険料月額と一致するなど、申立内容に不自然さは見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和21年6月22日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月22日から22年12月1日まで

昭和21年6月22日からA号に乗船していた。社会保険庁の記録では、昭和22年12月1日にB事業所において船員保険の被保険者資格を取得したこととなっているので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年6月22日からA号に乗船し、B事業所において船員保険の被保険者であったと主張しているところ、社会保険事務所及び社会保険業務センターがそれぞれ保管するB事業所の船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳（旧台帳）からは申立人の被保険者資格の取得年月日の記載が確認できないにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、22年12月1日に被保険者資格を取得したことになっている。このことについて、社会保険事務所では、B事業所の船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳（旧台帳）に取得日が記載されていないにもかかわらず、申立人の被保険者資格取得日がオンライン記録上昭和22年12月1日になっている経緯について不明としている。

しかしながら、B事業所が提出した回答書並びに申立人に係る船員カード及び同事業所が保管する船員保険被保険者資格取得届（控）から、申立人が昭和21年6月22日から同事業所に勤務し、同日に船員保険被保険者資格を取得したことが推認できる上、同届（控）によると、申立人と同年に資格取得届が提出

されている同僚2人の被保険者資格の取得日が、それぞれ同年8月28日、同年11月1日となっており、これらの取得日が社会保険庁のオンライン記録と一致することから、同事業所は、同届（控）どおりの届出を社会保険事務所に対し行ったものと推認でき、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険庁における申立人の船員保険被保険者資格の取得日（昭和22年12月1日）は、B事業所が提出した船員保険被保険者報酬月額変更届（控）に記載されている報酬月額の変更新年月日と一致することが確認できることから、同庁によるオンライン記録への入力当時、申立人の資格取得日が不明であったため、社会保険事務所が同月額変更届の日付を申立人の資格取得日として記載したものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、B事業所において、申立人が昭和21年6月22日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、B事業所が保管している船員保険被保険者資格取得届（控）から、1万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B製作所における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 7 月 1 日まで

昭和 19 年 9 月に学校卒業後、同年 10 月 1 日付けでA事業所B製作所に任技手として採用され、20 年 7 月 1 日に旧陸軍のC部隊に入営するまでの間勤務した。申立期間当時の辞令、給料内訳明細票があるので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所が交付した辞令、同事業所B製作所の正員住所録及びD県から提出された履歴書と申立人の主張内容とが一致していることから、申立人が申立期間において、同事業所同製作所に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された昭和19年11月、同年12月、20年3月、同年4月、同年5月及び年月不明の給料内訳明細票のすべてにおいて、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所B製作所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和19年11月から同年12月及び20年3月から同年5月までの給料内訳明細票の記録から、80円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所B製作所が解散しているため事業主に確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出することとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年5月まで  
会社を退職した平成7年8月ころ、母が、郵送されてきた国民年金の加入届を郵送により提出し、送付されてきた納付書で保険料を納付してくれていた。  
会社退職後すぐに国民年金に切り替え保険料を納付していたにもかかわらず、未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付したとする母親の記憶も曖昧であり、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間直後の平成8年6月に加入した船員保険の手帳記号番号を基礎年金番号として、11年3月に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認され、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「国民年金の加入届は郵送されてきた。」と申し立てているところ、申立人が申立期間当時居住していた町において、申立期間当時、国民年金の未加入者及び転入者に対する適用勧奨が行われていなかったこと、また、同町を管轄する社会保険事務所において、平成11年5月ころに、申立人に対し国民年金の加入勧奨が行われたことが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 12 日から 36 年 11 月 30 日まで  
ねんきん特別便が送られてきたので、社会保険事務所に改めて厚生年金保険の資格期間を確認したところ、A事業所に勤務していた期間については、脱退手当金を受給しているため、厚生年金保険の算定期間として認められないという回答をもらった。脱退手当金を受給した記憶がないので、申立期間について、厚生年金保険の算定期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている厚生年金保険被保険者期間が2年以上の受給要件を満たした女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 11 月の前後2年以内に資格喪失した者 32 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、26 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日の2か月から9か月後に脱退手当金の支給決定が行われていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 37 年 3 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
申立期間においてA事業所に勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同事業所に勤務していた当時の同僚の証言から確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同事業所において、昭和 36 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得し、41 年 3 月 1 日に同資格を喪失し、同年同月 8 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる上、同資格喪失に係る記録は申立人に係る雇用保険の被保険者資格の喪失に係る記録と一致していることが確認できる。

また、A事業所は、昭和 41 年 6 月 30 日に全喪しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した 36 年から同事業所が全喪した 41 年までの間に、同事業所において被保険者として記録のあった従業員 46 人のうち、40 人については、申立人が被保険者資格を喪失した同年 3 月より以前に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人が同資格を喪失した同年 3 月以後も同資格の記録がある 6 人については、死亡又は不明であり、証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月から同年 10 月 11 日まで

申立期間において、A事業所B営業所に勤務しており、同事業所で健康保険証をもらい、給与から保険料を控除されていたと思うので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA事業所（現在は、C事業所）B営業所での業務内容等については、申立期間当時、同事業所に勤務していた従業員の証言とほぼ一致していることから、申立人が同事業所に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A事業所B営業所に勤務していた同僚及び上司についての記憶が無い上、申立期間当時、同事業所に勤務していた従業員から聴取しても、申立人について記憶しておらず、具体的な証言を得ることはできないことから、申立人の同事業所における勤務実態を確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

さらに、C事業所は、申立期間当時の資料等を保存しておらず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所B営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月10日から29年8月19日まで

昭和26年12月ころ、A事業所がB国で沈没船の引揚げ、解体作業を行うという新聞記事を見て、自分も参加したいと思い履歴書を送ったところ採用された。

昭和27年2月10日に日本を出航し、29年8月に帰国するまで、B国で大工仕事や沈没船の引き揚げ、解体作業に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは、同事業所における業務内容、勤務地等に関する申立人の具体的な供述及び申立人が所持する同事業所の申立期間当時の常務取締役が作成した確認証から推認できる。

しかしながら、A事業所の元事務担当者は、「日本から現地（B国）へ行った総勢約150人の従業員のうち、正社員は15人くらいで、それ以外の人たちは臨時の作業員として雇用され、厚生年金保険には加入していなかった。私の兄も臨時作業員として雇用され現地で作業に従事したが、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しており、申立期間当時、同事業所においては、臨時の作業員については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる上、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A事業所は既に全喪しており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。